

**「地域イノベーション協創プログラム」**  
**事後評価の論点(案)**  
(評価検討会各委員からのコメント、意見を基に整理)

平成 26 年 10 月 14 日  
評価専門調査会 評価検討会

## 1. 成果、目標の達成状況等

(1) 本プログラムの目標は達成されたか。また、どのような成果が得られたか。

### 地域イノベーション創出研究開発事業

目標: 「研究開発終了 3 年後時点での事業化率: 40%」

本事業での事業化率は平成 25 年度時点で約 30%となっているが、研究開発終了から 3 年経過していない課題も多数存在するため、現時点で目標達成度を評価できない。

研究課題毎の進捗状況を見ると、事業化に至らないまでも試作品の製作段階に至っているものも多い。

一部断念したものもあるが、プロジェクト終了後も引き続き自己資金による研究開発が進められている。

継続的な事業化への取り組みが重要であり、経済産業省において適切にフォローアップしていく必要があるのではないか。

一部の研究課題で事業化が進み、これに伴う新規の売り上げや雇用の創出が図られている点、また事業化には至っていないが研究開発の進展が見られ、引き続き自己資金により研究が継続されている点は評価できるのではないか。

事業化率を目標に設定しており、イノベーション創出に向けた国費投入によるプロジェクトの目標としては必要なものではないか。

他方、こうした目標設定は、真のイノベーション創出につながるような中長期的な研究課題、ハイチャレンジングな研究課題の評価になじまない面もあるのではないか。真にイノベーション創出につながるような研究課題の採択を少なくしていると言えないか。

## 大学発事業創出実用化研究開発事業

目標:「補助期間終了後3年以上経過後時点での事業化率:25%」

本事業での事業化率は平成25年度時点で約11.5%であるが、研究開発終了から3年経過していない課題も多数存在するため、現時点で目標達成度を評価できない。

実施事業者の約半数が支援終了後も継続して、事業化計画に基づく研究開発を実施しており、引き続き、事業化に向けた取組が重要であることから、引き続き、経済産業省によるフォローアップが必要ではないか。

上記2事業において、地域の活力につながるような研究開発成果の事業化が図られているか。

あるいは、現時点で事業化に至っていないものの、イノベーションにつながるような魅力的な技術シーズに係る実用化開発が進められているか。

## 地域イノベーション創出共同体形成事業

目標:「多くの研究機関等が参加する共同体の形成」

各地域において主な研究機関のほとんどが参加する共同体を形成できたといえるのではないか。

共同体における各研究機関の活動は有効なものであったと言えるか。

目標:「研究成果や機器のDBを作成し研究資源の有効活用促進」

共同体では研究開発資源(設置機器、研究成果等)をデータベース化して公開し、各機関での相互利用の促進を図った。

本プロジェクトの実施により、地域において有用な機器が新たに設置されるとともに、機器の有効活用が促進されたと言えるか。

プロジェクト実施前後での利用件数が把握されておらず、マネジメント上課題があると言えないか。

適切なマネジメントのために必要な評価項目、進捗確認項目をあらかじめプロジェクトに組み込んでおくことが重要ではないか。

特に自治体境界を超えた機器の相互利用は重要であるが、本プロジェクトでの共同体形成により、これが進んだと言えるか。

公設試の利用者に対する域内外の使用料金格差の問題については、一部

は解消されたものの、依然残されている実態があるのではないか。

この点も含め、機器の広域利用に向けて、何が課題でありどのような対応が必要かを明確にすべきではないか。

**目標：「コーディネーターによる技術支援」**

アンケート調査では一部の利用企業から「有用なアドバイスがもらえた」等の意見がでている一方、「有効であった」と評価した企業は全体の約半数にとどまっており、本事業におけるコーディネーター等の機能は必ずしも十分なものであったと言えないのではないか。

周知が十分であったか、適切な選定プロセスによる適切な人材配置であったか等、何が課題かについての十分な検討が必要ではないか。

**本事業で形成された共同体は、地域におけるイノベーション創出のための有効な基盤(プラットフォーム)と言えるか。**

**また、適切に維持され、継続的に機能するものとなっているか。**

**創造的産学連携体制整備事業**

**目標：「産学の共同・委託研究、学から産への技術移転がより活性化すること」**

本事業により、従来、地域の大学における課題であった産業界との連携体制が強化され、大学等における技術シーズの産業界への移転は一定程度進んだと言えるのではないか。

**目標：「産学連携の拠点の中核を担う人材が育成されること」**

産学連携に係る高度な知識・経験を有する人材としての産学連携プロデューサー、産学連携スペシャリスト約 120 名が育成されたとされている。

このうち、事業終了後の平成 25 年度時点に産学連携に関連する業務に携わっているのは約 7 割となっている。

本事業により、産学連携プロデューサー、スペシャリストとしての人材の適切な育成が図られ、その役割を果たしたと言えるか。

また、こうした産学連携人材の育成と定着は進んだといえるか。

人材の育成あるいはの定着のための課題は何であり、どのような対策が必要か。

**目標：「大学等における研究成果に基づく外国特許権の取得が進むこと」**

本事業の補助事業者(TLO)による「外国特許出願件数」は、補助期間である平成20年度から22年度にかけて単調に増加(663→1022)している。

本事業による連携体制の充実によって、大学等における研究成果に基づく外国特許権の取得が進んだといえるか。

## 2. 科学技術的・社会経済的・国際的な効果又は波及効果

(1) 本プログラムの成果として創出された新事業は地域経済の活性化の効果をもたらすものといえるか。費用対効果は十分か。

研究開発成果の事業化により、どれだけの所得や雇用の創出効果が見込まれるか。

加えて、共同体や産学連携体制による基盤形成の波及効果がどれだけ見込まれると言えるか。

地域の強みを生かした競争力につながる事業の創出が図られたか。

・地域において強みのある分野の産業の競争力強化や新たな産業の創出につながると言えるか。

・研究課題の採択審査の評価項目として国際競争力のある事業の創出の観点に加えられたが、海外特許出願件数は年間平均1000件強、国外特許実施許諾件数が平成22年以降は年間100件以上あることなどから見て、有効であったと言えるか。

## 3. マネジメントの妥当性等

(1) 本プログラム全体の実効あるマネジメントが行われ、プログラム化の効果が発揮されたと言えるか。

プログラム全体を統括した実効あるマネジメント体制が構築され、4つの事業を有機的に連携させるような運営がなされたとは言い難いのではないか。

「イノベーション創出基盤形成事業」は「イノベーション創出研究開発事業」における成果創出や事業化に向けた取組に対して有効に機能したといえるか。

共同体における機器等や産学連携体制における TLO 機能等は活用され、貢献したといえるか。

(2)「地域イノベーション創出研究開発事業」において、プロジェクトマネージャー(PM)による実効あるマネジメントが行われ、成果創出につながったか。

事業化率の向上を図るために、参加民間企業に属する者をプロジェクトマネージャー(PM)とするマネジメント体制がとられたが、有効に機能したと言えるか。

PM はどのような役割を果たし、成果創出にどのような貢献を果たしたか。あるいは、PMのマネジメントにどのような課題があったか。

資金調達や販路拡大といった点も含め、事業化に強いプロジェクトマネージャーの選定が課題か。

今後のプロジェクトに結びつけるためにも、PMに求められる要件とはどのようなものか。

(3)「大学発事業創出研究開発事業」で設置されたマッチングコーディネータは有効に機能したといえるか。

技術シーズの企業ニーズとの高精度マッチングを推進するためのマッチングコーディネータが設置されたが、補助事業者からは、優れた技術シーズの事業化への結びつきや共同研究の創出等の成果があったとの意見が寄せられている。

大学により生み出される技術シーズを着実に出口に結びつけといえるか。

(4) 本プログラムは他省庁の関連施策との間で相乗効果が発揮されるような十分な連携が図られたか。

文部科学省の「知的クラスター創成事業」で生み出された技術シーズが地域イノベーション創出研究開発事業で事業化されるなど、産学官連携拠点整備計画における施策連携が図られているが、十分なものといえるか。

今後、政府全体の取組の中で、各省庁間での有機的な連携が促進されるようなプログラムについて検討がなされるべきではないか。

(5)本プログラムに関する経済産業省の事後評価結果は適切であるか。  
また、実施府省としてのプログラムのマネジメントは適切であったか。

経済産業省での評価は補助事業者やユーザー企業へのアンケート結果をベースに実施されており、評価の根拠となる事実関係の把握が十分なものであったと言えないのではないか。

経済産業省における本省と経済産業局との役割分担は適切か。  
経済産業局は地域における実質的なマネジメントの役割を果たしたか。

(6)本プログラムにおいて、国が関与することによる意義・効果はあったといえるか。

地域イノベーション創出共同体形成事業のような自治体境界を超えたプラットフォーム形成に対する国の関与の意義は高いのではないか。

資金力が乏しい中小企業や大学等がリスクの高い実用化研究に挑戦し、新事業を創出する機会を増やすことができたという点で、国の支援の意義は認められるのではないか。

本プログラムにおける予算削減の影響はどのように評価されるか。

(7)今後の他府省分も含めた政府全体の取組に活かせる教訓(残課題、プログラムを遂行する上で明らかになった問題、要改善点)はないか。

本プログラムで地域活性化に成功した事例をモデル化し、他の地域への参考にするとともに、次の関連プロジェクトにつなげていくことが有効ではないか。他方、失敗事例から学ぶべき教訓も明確にし、次につなげるべきではないか。

本事業で形成された地域における基盤(プラットフォーム)をベースとして、地域の特性や強みの十分な分析を踏まえた重点分野・領域の設定を行うといった地域活性化に向けた戦略的な取組が必要ではないか。

戦略的かつトータルな地域マネジメントを、どのような体制で進めるべきか。